

(適格返還請求書の記載事項)

問 60 適格返還請求書の記載事項について教えてください。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています（消法57の4③）。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

【適格返還請求書の記載例】

XX年12月15日  
販売奨励金支払明細書  
(株)〇〇御中  
11月分 21,800円(税込)

取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円 (消費税 1,000円)	
8%対象	10,800円 (消費税 800円)	

※印は軽減税率対象商品

△△商事株式会社  
登録番号 T1234567890123

記載事項②: 取引日付, 品名, 奨励金金額  
記載事項③: 10%対象, 8%対象, 11,000円, 10,800円  
記載事項④: 1,080円, 2,200円  
記載事項⑤: (消費税 1,000円), (消費税 800円)  
記載事項①: △△商事株式会社, 登録番号 T1234567890123

記載事項⑤  
「税率ごとに区分した消費税額等」  
又は  
「適用税率」の  
どちらかを記載  
※両方記載することも可能です。

(注) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます（消法 57 の 4 ③、消令 70 の 9 ③二）。ここでいう1万円未満の判定単位については、問 28《少額な対価返還等に係る適格返還請求書の交付義務免除に係る1万円未満の判定単位》をご参照ください。